

○農林水産大臣の定める実務研修の基準

(令和五年十二月一日)

(農林水産省告示第七百四十五号)

遊漁船業の適正化に関する法律施行規則（平成元年農林水産省令第三十七号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、農林水産大臣の定める実務研修の基準を次のように定める。

農林水産大臣の定める実務研修の基準

(実務研修実施者)

第一条 遊漁船業の適正化に関する法律施行規則第十四条第一項第二号に規定する遊漁船業務主任者の指導による実務研修（以下「実務研修」という。）を実施する者（以下「実務研修実施者」という。）は、次に掲げる要件の全てに適合する者でなければならぬ。

- 一 遊漁船業務主任者として一年以上の実務経験を有すること。
- 二 実務研修を適正かつ確実に実施するに足りる技術的能力があること。

(実務研修の課程)

第二条 実務研修の内容は、次に掲げる事項に関し必要な専門的知識を習得させるものでなければならない。

- 一 漁場への案内及び当該漁場における水産動植物の採捕に係

る利用者の安全管理に関する事項

- 二 漁場の選定に関する事項
- 三 安全かつ適正に水産動植物を採捕するために必要な利用者に対する指導及び助言に関する事項
- 四 気象若しくは海象の状況が悪化した場合又は海難その他の異常の事態が発生した場合の対応に関する事項
- 五 その他遊漁船業務主任者の業務に関し必要な事項

(効果測定の実施)

第三条 実務研修実施者は、実務研修の実施に関し、効果測定を実施するなど受講者が講習の内容全体を十分理解しているかどうかを確認しなければならない。

(修了証明書)

第四条 実務研修実施者は、実務研修を修了した者に修了証明書を交付しなければならない。

附 則

この告示は、遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律（令和五年法律第三十九号）の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。